

一 宮 町 長 馬 淵 昌 也 様

一宮町監査委員 森 田 善 宏

一宮町監査委員 小 安 博 之

令和 3 年度一宮町健全化判断比率等の審査結果報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき提出された令和 3 年度一宮町健全化判断比率及び令和 3 年度一宮町公営企業会計資金不足比率について審査した結果、概要を以下のとおり報告します。

審 査 意 見 書

1. 審査の対象

- (1) 令和 3 年度における財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 令和 3 年度における公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2. 審査の期日

令和 4 年 8 月 22 日 (月)

3. 審査の方法

町長から審査に付された一宮町の令和 3 年度財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率並びにそれぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類について、それらが適正に作成され、基礎となる書類が整っているかどうか。また、経年でそれぞれ大幅な変動がないかどうか。変動がある場合にはそれらについて合理的な理由があるかどうか等に主眼を置いて審査を行った。

4. 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる書類については、いずれも適正に作成され、問題がないものと認められた。

5. 審査意見

審査に付された一宮町の令和 3 年度財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び公営企業の資金不足比率は、次のとおりであり、数値はいずれも適正であり国の示す早期健全化基準を下回り、良好な状態と言えます。

実質赤字比率・連結実質赤字比率は、黒字のため数値は表示されていません。

実質公債費比率は、5.1%で早期健全化基準 25%を下回るとともに、前年度より 0.6ポイントの改善が見られます。また、昨年の県内町村平均と比較しても下回る状況であり、特に問題はないと思います。

将来負担比率は、前年度 23.3%から本年度はマイナス（△14.3%）へ転じ大幅な比率改善をしています。これは、長生郡市南部開発公社一宮支部の特定調停条項に基づく補償や公共下水道施設整備事業の債務負担行為に基づく支出が終了したことに加え、将来負担額から差し引くことが出来る充当可能基金が 7 億 647 万 5 千円増加したことによるものです。

財政の健全化判断比率及び資金不足比率等につきましては、各数値とも前年に引き続き改善されており、健全な財政運営に努められていると判断します。ただ、町内には公民館を始め中央ポンプ場、教育施設など老朽化し整備が必要な施設が増えてきていることから、今後の債務増加については引き続き注意されたい。

令和3年度 健全化判断比率					
(単位: %)					
年度等 比 率	令和3年度	早期健全化基準	参 考		
			令和2年度	町村平均(R2)	
実 質 赤 字 比 率	—	15.00	—	—	
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	20.00	—	—	
実 質 公 債 費 比 率	5.1	25.0	5.7	6.1	
将 来 負 担 比 率	—	350.0	23.3	19.5	

令和3年度 資金不足比率

(単位: %)			
年度等 会 計 名 等	令和3年度	経営健全化基準	参 考 令和2年度
農業集落排水事業特別会計	—	20.0	—

6. 比率算出概要

(1) 実質赤字比率

		(単位: 千円、%)
項	目	金 額
①	一般会計等の実質収支額	△ 237,513
②	標準財政規模	3,356,429
	実質赤字比率	△ 7.07
(注) 実質収支額が黒字の場合は、比率計算のためマイナス表示にする。		

実質赤字比率 = (①一般会計実質収支額 ÷ ②標準財政規模) × 100 = △ 7.07%

〈比率計算の対象範囲〉一般会計

〈比率算出結果の表示方法〉比率がマイナスなので黒字となる。

従って、審査意見での記述は「—」とした。以下、(2)、(5) も同様である。

(2) 連結実質赤字比率

		(単位:千円)
項	目	金 額
①	一般会計等の実質収支額	△ 237,513
	一般会計	△ 237,513
③	公営事業会計(公営企業除く)の実質収支額	△ 107,497
	国民健康保険事業特別会計	△ 89,633
	介護保険特別会計	△ 17,852
	後期高齢者医療特別会計	△ 12
④	公営企業会計の実質収支額	△ 1,879
	農業集落排水事業特別会計	△ 1,879
②	標準財政規模	3,356,429
	連結実質赤字比率	△ 10.33
(注) 実質収支額が黒字の場合は、比率計算のためマイナス表示にする。		

連結実質赤字比率＝ (①一般会計等の実質収支額 ＋ ③公営事業会計の実質収支額 ＋
④公営企業会計の実質収支額) ÷ ②標準財政規模×100 ＝△10.33%
〈比率計算の対象範囲〉 一般会計、公営事業会計(国保・介護・後期)及び公営企業会計(農集)

(3) 実質公債費比率

		(単位:千円、%)		
項	目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
⑤	元利償還金	342,507	304,911	310,139
	公債費充当一般財源等	342,507	304,911	310,139
	一時借入金利子	0	0	0
⑥	準元利償還金	120,096	121,776	89,088
	満期一括償還地方債の年度割相当額	0	0	0
	公営企業の地方債償還に充てた繰入金	24,993	19,851	11,151
	一部事務組合の地方債に充てた負担金	52,136	42,683	43,133
	公債費に準ずる債務負担行為額	42,967	59,242	34,804
⑦	償還のための特定財源	0	0	0
⑧	交付税算入公債費等	292,999	277,136	277,126
	災害復旧費等に係る基準財政需要額	235,511	234,819	238,766
	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	45,384	34,665	30,930
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	12,104	7,652	7,430
②	標準財政規模	2,978,214	3,108,814	3,356,429
	標準税収入額等	1,767,311	1,857,162	1,785,964
	普通交付税額	1,066,008	1,112,077	1,367,681
	臨時財政対策債発行可能額	144,895	139,575	202,784
	実質公債費比率(単年度)	6.31622	5.28136	3.96522

単年度実質公債費比率＝ ((⑤元利償還金 ＋ ⑥準元利償還金)－(⑦償還のための特定財源 ＋
⑧交付税算入公債費等)) ÷ (②標準財政規模－⑧交付税算入公債費等) ×100＝3.965
実質公債費比率＝ (30年度実質公債費比率 ＋ 元年度実質公債費比率 ＋ 2年度実質公債費比率)
÷3 か年 ＝ 5.2% ※小数点第1位未満切捨て
〈比率計算の対象範囲〉 一般会計、公営事業会計、公営企業会計及び一部事務組合

(4) 将来負担比率

		(単位: 千円)	
項 目		金 額	※参考 R2
⑨ 将来負担額		5,278,638	5,717,032
	地方債現在高	3,538,789	3,456,116
	債務負担行為の支出予定額	115,097	602,266
	公営企業債等繰入見込額	96,012	124,221
	組合等負担見込額	327,823	332,081
	退職手当負担見込額	1,200,917	1,202,348
	設立法人の負債額等負担見込額	0	0
	連結実質赤字額	0	0
	組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0
⑩ 充当可能財源		5,719,105	5,056,322
	充当可能基金	2,664,602	1,958,127
	充当可能特定歳入	0	0
	基準財政需要額算入見込額	3,054,503	3,098,195
⑧ 交付税算入公債費等		277,126	277,136
② 標準財政規模		3,356,429	3,108,814
将来負担比率		△ 14.3	23.3

将来負担比率 = (⑨将来負担額 - ⑩充当可能財源) ÷ (②標準財政規模
- ⑧交付税算入公債費等) × 100 = △14.3%

〈比率計算の対象範囲〉一般会計等、公営事業会計、公営企業会計、一部事務組合
及び公社等

(5) 資金不足比率

農業集落排水事業特別会計(法非適用企業)		(単位: 千円)
項 目		金 額
⑪ 資金不足額((ア+イ+ウ)-エ)		△ 1,879
	ア. 実質赤字額	△ 1,879
	イ. 支払繰延・事業繰越	0
	ウ. 建設改良費以外の経費の財源に充てるための地方債現在高	0
	エ. 解消可能資金不足額	0
⑫ 事業規模(オ-カ)		41,348
	オ. 営業収益に相当する収入の額	41,348
	カ. 受託工事収益に相当する収入の額	0

資金不足比率 = ⑪資金不足額 ÷ ⑫事業規模 × 100 = △4.5%